

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和4年8月7日 13時50分ごろ
発生場所	熊本県 <sup>みずみ</sup> 三角港 三角港 <sup>にない</sup> 荷島灯台から真方位187°900m付近 （概位 北緯32°36.0′ 東経130°27.4′）
事故の概要	水上オートバイ24及び水上オートバイ <sup>ナッシー</sup> Nassyは、共に遊走中、24から落水した同乗者にNassyが接触し、同乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和4年8月17日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 24、0.2トン 293-41141熊本、個人所有 B 水上オートバイ Nassy、0.2トン 240-64460熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A 重傷 1人（同乗者A <sub>1</sub> ） B なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人を後部座席に乗せ、B船及びもう1隻の水上オートバイ（以下「C船」という。）と共にマリーナを出発し、それぞれ遊走しながら三角港に向けて航行した。</p> <p>A船の最後部に乗船していた同乗者A<sub>1</sub>は、遊走中、船長Aの後方に乗船していた別の同乗者（以下「同乗者A<sub>2</sub>」という。）の腹部に両手を回して<sup>つか</sup>掴まっていた。</p> <p>船長Aは、約40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走中、同乗者A<sub>1</sub>が落水したことに気づき、直ちに左転し、同乗者A<sub>1</sub>に接近したところ、同乗者A<sub>1</sub>が頭部を負傷して意識を失い海面に浮いているのを認めて避けることができず衝突したことに気づき、B船及びC船に救助の支援を依頼し、来援したC船の同乗者と共に同乗者A<sub>1</sub>をC船に引き上げて近くのマリーナまで搬送してもらい、119番通報した。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>は、病院に搬送され、頭蓋骨陥没骨折、脳挫傷及び前額部挫創と診断されて緊急手術を施され、約30日間入院した。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>及び同乗者A<sub>2</sub>は、水上オートバイに乗船したのは本事故</p>

	<p>発生当日が初めてであり、午前中にA船での遊走中、A船が急旋回した際に2人同時に落水していた。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>は、本事故発生時の記憶がなく、落水した状況を思い出すことができなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船の船尾方や左舷寄り約50mを約40km/hの速力で遊走していたところ、船長Bが、突然、船首方約10mの海面に同乗者A<sub>1</sub>を認めて左転したものの、避けることができず、B船の右舷側と同乗者A<sub>1</sub>の頭部とが接触した。</p> <p>C船はA船の前方を航行しており、同乗者A<sub>1</sub>が落水した状況を目撃した者はいなかった。</p> <p>A船、B船及びC船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船及びB船は、共に約40km/hの速力で遊走中、同乗者A<sub>1</sub>が落水した際、B船がA船の後方約50mを航行していたことから、船長Bが海面に同乗者A<sub>1</sub>を認めて左転したものの、避けることができず、B船と落水した同乗者A<sub>1</sub>とが接触し、同乗者A<sub>1</sub>が負傷したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、水上オートバイに初めて乗船する同乗者に対して落水防止についての注意が十分ではなかった可能性があると考えられる。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>が落水した状況については、同乗者A<sub>1</sub>は本事故発生時の記憶がないこと及び目撃者がいなかったことから、明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船及びB船が共に約40km/hの速力で遊走中、同乗者A<sub>1</sub>が落水した際、B船がA船の後方約50m近い間隔を航行していたため、B船と落水した同乗者A<sub>1</sub>とが接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイの船長は、同乗者が落水しないよう、同乗者の経験に応じて速力を調整したり、急旋回はしない等、安全を考慮した操船を行うこと。</li> <li>・水上オートバイの船長は、付近を航行する水上オートバイ等の動きをよく見ながら、先航する水上オートバイと十分な距離を隔てて航行すること。</li> </ul>